

家庭ごみの収集方法等の変更について

【現在の収集体制】

ごみ集積所で「もやせるごみ」「うめたてごみ」「金属類・小型家電」「カン」「ビン」「その他紙製容器包装」「その他プラスチック製容器包装」の7品目を回収している。ペットボトルは店頭などで拠点回収をしている。

指定袋は30Lのサイズを基本とし、もやせるごみは「30L・20L」、うめたてごみは「15L」となっている。

【佐倉市の現状】

- 人口は減少している一方で、世帯数が増加し一世帯当たりの人口は減少
- 老年人口の増加に伴う高齢化率の上昇
 - ①回収拠点へのごみ出しの不便性
 - ②ライフスタイルの変化による家庭ごみの排出様態の変化（排出量の減少・排出頻度の低下）

当市の施策・計画に則った
市民の利便性の向上、リサイクルの推進（別紙1）

①ペットボトルの集積所収集

（別紙2）

- ・ペットボトルの集積所収集の実施
「その他プラスチック製容器包装」の指定袋にてペットボトルとその他プラスチック製容器包装を合わせて収集
- ・ペットボトルの拠点回収を廃止

②小型の指定袋の追加（別紙3）

- ・「ビン」「カン」で15Lの指定袋を新たに作成
- ・「もやせるごみ」の指定袋のサイズを20Lから15Lへ変更

③収集日の変更

- ・「うめたてごみ」の収集日の変更

第5次佐倉市総合計画 基本構想・前期基本計画（抜粋）

基本施策

2-9 環境保全



12年後の目指す姿

環境にやさしい暮らしや、環境に配慮した事業活動が実現した、安全・安心で快適なまちを目指します。また、印旛沼や谷津などの豊かな自然環境を、永く守り育てるまちを目指します。

4年間の取組

公害や不法投棄等の監視や早期解決に努めるとともに、市民や事業者が4R(リフューズ・リデュース・リユース・リサイクル)の推進など環境に配慮した生活様式や事業活動を実践できるよう、啓発や支援を行います。

印旛沼やこれにつながる水系を保全するとともに、生物多様性の保全された、良好な自然を将来に渡って守り育てていくための取組を推進します。

◇成果指標

指 標 名	現状値	前期基本計画の 目標値(2023年度)
生活排水処理率	92.9% (2017年度)	95.2%
ごみ総排出量	51,398 t	50,000 t 以下
環境基準適合率	98.2% (2017年度)	98.2%
市役所の温室効果ガス(CO ₂)排出量	13,573 t-CO ₂ (2017年度)	11,577 t-CO ₂

現状と課題・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・

現状

- ・畔田谷津での市民協働による環境保全活動によって、豊かな生態系が順調に回復しています。
- ・印旛沼の水質について、千葉県や周辺市町、関係団体等と協力して啓発や対策等を行っていますが、改善には至っていません。
- ・ごみ総排出量は減少傾向にありますが、集積所数が毎年増加しています。
- ・定期的な監視とパトロールにより、産業廃棄物等の不法投棄防止に努めています。

課題

- ・佐倉市の豊かな自然環境を将来に渡って保全し継承していくための仕組みづくりが必要です。
- ・佐倉市は地理的な特性から不法投棄が行われやすく、監視力の強化等により、早期発見・対応に努める必要があります。

施策の体系

環境保全	豊かな自然環境を保全します
	ごみの減量化・資源化を推進します
	生活環境の保全を図ります
	地球温暖化対策を推進します

施策の内容

豊かな自然環境を保全します

谷津を中心に、自然環境の保全・再生整備を進めるとともに、豊かな自然環境を将来に渡って保全し、継承していくための取組を推進します。印旛沼については、県や流域市町などと連携して水質改善に取り組むとともに、多様な生物の生息地や、市民の憩いの場としての水辺の保全に努めます。

●主な事業：谷津環境の保全、印旛沼の水質改善、環境学習の推進、合併処理浄化槽の普及促進

ごみの減量化・資源化を推進します

4Rの推進など、ごみの発生又は排出を抑制する生活様式の啓発、多量排出事業者への指導、資源回収団体等への支援などにより、ごみの適正処理と減量化を図ります。

●主な事業：一般廃棄物の収集運搬、ごみ減量化の推進

生活環境の保全を図ります

パトロールや関係機関との連携協力により、不法投棄等の防止に努めます。また、水質・騒音などを把握するとともに、身近な生活環境に係る問題の発生の抑制と解決に努めます。

●主な事業：公害の調査・防止対策、不法投棄の防止対策

地球温暖化対策を推進します

温室効果ガス削減に向けて、市民や事業者に対する啓発や支援を行うとともに、市役所自らの排出量を削減します。また、気候変動によって生じる被害や災害に備える取組を推進します。

●主な事業：地球温暖化の防止対策、省エネルギーの促進

◇市民・地域への期待

- ・地域の自然環境に関心を持ち、守り、育てること
- ・ごみの発生及び排出を抑制し、リサイクルを実践すること
- ・温室効果ガスの排出削減を実践すること
- ・周辺の住環境に配慮し、日常生活や事業活動に伴う騒音の防止や、所有地の適正管理に努めること

◇関連する個別計画

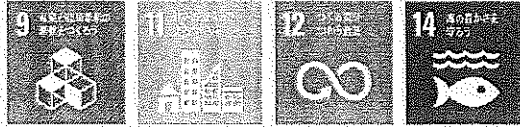
計 画 名	計画期間	主担当課
第2次佐倉市環境基本計画	2020年度～2031年度	生活環境課
佐倉市一般廃棄物処理基本計画	2020年度～2029年度	廃棄物対策課
佐倉市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）	2020年度～2031年度	生活環境課
第2次佐倉市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）	2018年度～2030年度	生活環境課
第3期佐倉市生活排水対策推進計画	2018年度～2024年度	生活環境課

第2次佐倉市環境基本計画（抜粋）

基本目標2

限りある資源を有効に利用するまち

〔～循環型社会の実現～〕



市の取組

個別目標（4）

4Rの推進

現状と施策展開の方針

本市では、ごみの減量化・資源化に向けて排出抑制（リデュース）、再使用（リユース）、再生利用（リサイクル）の3R運動を推進しており、本市のごみの排出量は2018（平成30）年度で51,398tと減少傾向で推移しています。1人1日当たりのごみ排出量は801gで、全国平均や千葉県内の市町村の平均と比較して低い傾向にありますが、2015（平成27）年度からほぼ横ばい傾向のため更なる減量化に向けての努力が必要です。

不要なものをもらわない（リフューズ）ことや排出抑制（リデュース）、再使用（リユース）に取り組み、ごみが排出される前の段階で「ごみを作らない」というライフスタイルやビジネススタイルの普及に努めつつ、ごみとして排出されたものを再生利用（リサイクル）するなど、より一層のごみ減量化を進めていく必要があります。

さらなるごみ減量の推進に向けて、2019（令和元）年5月に成立した「食品ロス削減推進法」で「国民運動」として位置づけられた食品ロス削減を、本市においても強化していく必要があります。

また、海の生態系に甚大な影響を与え、世界的な問題となっているプラスチック製品について、生産・使用の削減、特に、廃プラスチックの約半分を占めるレジ袋やペットボトルなどの使い捨てが中心の容器包装等のプラスチックの使用削減に向けた一層の取組が必要となっています。

本市における家庭からのごみの収集は、市内各集積所を巡回して収集するステーション方式となっていますが、近年、集積所数が増加しており、収集時間や収集ルートなど収集運搬作業の効率化が必要となっています。

また、高齢者などごみ出しに困難を伴う市民への対応等も含めて、よりよい収集の方法について検討を進めていく必要があります。

施策の内容

施策10) ごみの発生抑制に向けた普及・啓発

- ・不要なものをもらわない（リフューズ）ことやごみの排出抑制（リデュース）、再使用（リユース）など、ごみを作らないライフスタイルやビジネススタイルを普及します。

施策11) 再資源化の推進

- ・分別排出を徹底し、ごみとして排出されたものの再生利用（リサイクル）を進めます。

施策12) よりよい分別、収集の推進

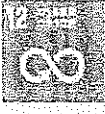
- ・よりよい分別方法や収集運搬方法について検討します。

目標達成に向けた事業

	事業	該当する 施策No.	担当部署
①	分別の徹底を図るため、分かりやすいリーフレットの作成、多言語のごみの分別一覧表の作成、市の広報紙やHP でごみに関する情報を掲載し、排出しやすい環境づくりを行います。☆	10) 11)	廃棄物対策課
②	レジ袋の使用を減らすため、マイバッグの活用を啓発します。また、過剰包装を断り、容器包装ごみの発生を抑制するよう啓発します。☆	10)	廃棄物対策課
③	食べ残しや余分な食材の購入を減らすことで食品廃棄物の発生を抑制するよう啓発します。	10)	廃棄物対策課
④	生ごみ重量の削減に向けて、家庭や飲食店などへの生ごみの水切りの徹底の呼びかけや、生ごみ処理機器などの普及を行います。	10)	廃棄物対策課
⑤	生活ごみの減量化を促進する観点から、有料化の導入について検討します。	10)	廃棄物対策課
⑥	事業者自らの責任を自覚し、過剰包装、流通包装廃棄物の抑制、店頭回収の実施、再生品の利用・販売等を積極的に取り組むよう働きかけます。☆	10) 11)	廃棄物対策課
⑦	ごみの分別・収集方法を周知し、ごみ集積所などの設置場所や管理方法などについて適切に周知・助言します。	10) 11)	廃棄物対策課
⑧	事業系ごみの分別、排出方法、リサイクル方法について、広報、啓発、直接指導等により、分別排出、再資源化、適正処理を促します。★	10) 11)	廃棄物対策課
⑨	カン、ビン、その他紙製容器包装、その他プラスチック製容器包装、ペットボトル、金属・小型家電などの回収、再資源化を推進します。	10) 11)	廃棄物対策課

事業欄：★新規のもの ☆一部新規、拡充等のもの

佐倉市一般廃棄物処理基本計画（抜粋）

(8) 	ごみの排出抑制の促進 本市では、平成 13 年 10 月から粗大ごみの有料戸別収集を実施しておりますが、収集の継続により、粗大ごみ減量化、排出抑制に努めます。粗大ごみ処理券の販売店の拡充、さらにわかりやすい粗大ごみ品目表の作成など、市民にとって利用しやすい仕組みづくりに努めます。
(9) 	ごみの分別、排出及び再資源化の啓発 事業系ごみの分別、排出方法、リサイクル方法について、広報、啓発、直接指導等により、分別排出、再資源化、適正処理を促します。 また、関連団体や商店会などと協力し、再資源化の仕組みづくりなどを検討します。
(10) 	資源ごみの分別収集の推進 資源ごみの分別収集については、引き続き適正処理に努めるとともに、地域回収、店頭回収も併せて推進します。

第5項 ごみの適正処理に関する基本的事項

1. 収集・運搬計画

1) 現行収集・運搬体制の継続

生活系ごみ（もやせるごみ、うめたてごみ、粗大ごみ、カン、ビン、その他紙製容器包装、その他プラスチック製容器包装、ペットボトル）は、市が適正な処理を講ずるように努めることとなっています。また、事業系（一般廃棄物）ごみは、事業者の責任で適正処理することとなっています。

生活系ごみの収集・運搬体制は、直営又は委託によるものとし、ごみの分別品目ごとに設定した収集の方式や日程などは、必要に応じて調整を図ります。また、ペットボトルと廃乾電池の集積所収集、ごみ袋の小型化の実施を検討します。

2) 収集区域

収集区域は、行政区域全域を収集区域とし、特に、集積所方式での収集は、市域を5つの担当区域に区分し収集します。

3) 収集・運搬体制の見直し

ごみ収集・運搬については、佐倉市、酒々井町清掃組合が行う中間処理、再資源化、最終処分場の計画と整合を図りつつ効率的な収集運搬体制を適宜見直していきます。

2. 中間処理計画

1) 中間処理体制

中間処理と再資源化にあたっては、これまでどおりに佐倉市、酒々井町清掃組合の酒々井リサイクル文化センター及び他の民間施設にて、生活環境への影響がないように適正に処理を進めます。

2) 焼却灰等による資源の回収

酒々井リサイクル文化センター内の最終処分場の延命のために、今後も焼却施設での焼却灰及び焼却残渣は可能な範囲で再資源化（スラグ化など）することを基本とします。

ペットボトルの集積所収集について

【1】現状と課題

当市では平成8年9月から、拠点回収方式でペットボトルを回収しています。この拠点回収方式は、店頭という衆目のある場所での回収であるため、リサイクルに必要な質の高いペットボトルの確保が容易という大きなメリットが得られる方式です。

しかし、制度導入から20年以上経過し、回収拠点である店舗経営者の高齢化により、閉店や廃業等が現れ、現在の回収拠点数は21箇所で減少傾向に転じており、市内全域を網羅しきれていない状況ではあります。しかし、幸いにもこの拠点回収方式により、質の高いペットボトルの排出方法は市民の間に広く浸透しており、集積所収集へ変更した場合にもペットボトルの質は大きく変わらないと思慮されます。

このことから、再資源化しやすいペットボトルを無駄なく収集するためには、市民が店舗まで足を運ぶ拠点回収方式ではなく、少量でも気軽に出せ、効率的かつ持続可能な収集方式へ変更することが課題となっております。

【2】検討内容

①ペットボトルの収集方法の検討

ペットボトルの収集方法については、集積所収集をする収集業者やペットボトルを保管し中間処理をする事業者と調整を図ると共に収集手法について、コスト面などの多角的な方面から検討（資料1 収集手法と多角的検討）したところ、「その他プラスチック製容器包装」の指定ごみ袋を利用し、「プラスチック製容器包装」と「ペットボトル」を同一の袋に入れて排出する方法とします。但し、ペットボトルを出す際は、キャップ、ラベルを必ず外すことや汚れたものを排出しない事が重要となります。

なお、中間処理施設に集められた「その他プラスチック製容器包装」の袋には、キャップ、ラベル付きのペットボトルや飲み残し容器が混入されている現状であることから、集積所収集を行なうにあたっては、ごみの分別を周知徹底しなければなりません。

②再資源化ルートについて

ペットボトルの再資源化にあたっては、現行の拠点回収と同様に、その他プラスチック製容器包装の指定ごみ袋から取り除いたペットボトルの容器を国の指定する（公財）日本容器包装リサイクル協会（以下、「容リ協」という）が指定するルートで再資源化を図ります。

③指定ごみ袋の変更について

指定袋については、品目の名称を「その他プラスチック製容器包装」から「プラスチック製容器包装」へ変更します。現行制度では、一般的にプラスチック製容器包装と判断されるペットボトルを別収集しているため、『その他』プラスチック製容器包装」と品目を定めていましたが混合収集を実施するにあたり、この品目について標記変更を行います。

また、この変更に合わせて指定ごみ袋に印刷するイラストにペットボトルを追加します。

なお、現在の「その他プラスチック製容器包装」の袋については、在庫がなくなるまで使用可能とします。

④ペットボトルの回収量について

ペットボトルの回収量は、過去 5 年の実績（平均）等を採用したものであり、混合回収開始後は、現在の拠点回収を廃止し、集積所収集をしている「その他プラ」との混合収集を行うものとして試算しました。

また、収集コストに関しては、収集量の増加に伴う収集運搬委託料の増加やペットボトル選別、保管等に要する中間処理委託料の増加が見込まれます。

ペットボトルの回収見込量及び増加量については、佐倉市におけるペットボトルの回収量実績および見込み量等（資料 2）のとおりです。

集積所収集をした場合、ペットボトルの回収量は約 294 t の増加が見込まれ、年間の回収見込み量は約 407 t となります。

(拠点回収量) + (その他プラ混入量) + (今回の増加量) = (回収見込み量)					
73 t	+	40 t	+	294 t	≒ 407 t

【3】今後の方針

ペットボトルについては、品質向上等の観点から拠点回収方式を実施してきましたが、ライフスタイルの変化や高齢化社会の影響に対応することで、ごみの適正な排出を確保し、リサイクルされる資源の循環を図る必要があります。

市民の意見を反映すると、ペットボトルの拠点回収を維持し続けることは難しいことから、利便性の向上やリサイクルの推進を図るため、集積所収集に変更します。

また、今日においては、世界的にもペットボトルを含む廃プラスチック問題が着目され、SDG s においても廃棄物の再生利用及び再利用がターゲットとされています。こうした持続可能な社会づくりを目指す中で、市民から排出されるペットボトルを効率的に回収し再生利用することは、資源循環型社会を形成するうえでは非常に大切なことですので、ペットボトルの拠点回収を廃止し、集積所収集に変更いたします。

指定ごみ袋の小型化について

【1】現状と課題

現在の当市の収集方式の多くが、指定ごみ袋（以下、指定袋とする）を使用し、家庭ごみの品目ごとに定められた収集日に集積所に排出する集積所収集方式となっております。

この収集方式は、昭和 47 年の収集開始より続けてきたものですが、人口動態やライフスタイル等の変化にあわせた取り組みが必要となっております。こうした状況を踏まえ、より良い市民の利便性の向上や適正な受益者負担の公平化を図る一助とするべく、指定袋の様式変更（小型化）が課題となっております。

【2】検討内容

①指定ごみ袋と他市の状況

指定袋の他市の状況については、周辺自治体の指定ごみ袋の状況（資料 3）のとおり、指定袋の小型化を実施している自治体が多く見られます。

特に「可燃ごみ」については、住民のニーズに合わせて購入でき、受益者負担の公平性の観点より多くの種類の指定袋を採用しております。

②「ビン・カン」のコンテナ回収について

千葉市・八千代市・四街道市ではカン・ビンはコンテナ回収しています。当市では指定袋による収集を継続いたします。当市のコンテナ回収に対する検討内容は次の通りです。

（検討内容）

- (1) 狭い歩道上に集積所がある場合も多く交通の妨げになり市内全域での均一な実施が難しいこと。
- (2) 排出ルールが守られず、ごみの散乱・廃液の飛び散りが生じた場合、ごみ集積所の隣接居住者や自治会関係者等のご負担が多くなること。
- (3) 収集費に関しては、収集費やコンテナの交換等も含めランニングコストがおおよそ 1 億円/年ほど必要であり、コンテナの新規購入などに伴う初期投資も必要であること。
- (4) 中間処理費に関しては、コンテナ回収となった場合でも費用は下がることはなく、追加してコンテナの洗浄費等は必要となるためランニングコストが増加すること。

③指定ごみ袋の小型化する品目及びサイズについて

小型化を行う指定袋の品目については、市民意識調査（資料 6）を参考にしつつ、現状の指定袋の全品目に関して再検討をした結果、各品目における小型化の検討（資料 4）のとおりに、小型化をするべき品目は「もやせるごみ」「カン」「ビン」としました。

ただし、「もやせるごみ」については、30L サイズが販売数の多数を占めること、多種類の袋を置くことが難しい小売店も多いことを考慮すると、現行の 30L サイズと 20L サイズに小型サイズを追加して 3 種類にするのではなく、「20L サイズ」の袋を「15L サイズ」の袋に変更いたします。なお、もやせるごみ袋の販売量は、30L サイズは約 95%、20L サイズは約 5%の割合となっており、20L サイズの販売枚数は極めて少ない状況となっています。

次に、「ビン」「カン」の指定袋のサイズについて、市民意識調査を行ったところ、「もやせるごみ以外で、小さいサイズの袋があると良い品目がありますか」との問いに対して、「ビン」「カン」の品目があると良いとの回答数が多く、新たに設ける小さいサイズのごみ袋は、10L サイズが最も多く、次いで 15L サイズ、5L サイズとの回答でした。この回答結果を基に、新規に作成する指定袋のサイズについて検討したところ、現在も流通している一升瓶、ワイン瓶等の商品に余力をもって対応できること、一般家庭で使用されているごみ箱（7L～15L サイズ）でも利用し易いこと、現行の指定袋においても 15L 袋が存在し製造規格があること、などといった利便性や製造のしやすさという観点からも新たに 15L サイズのごみ袋を採用するものとしたしました。

「もやせるごみ」「カン」「ビン」の 15L サイズの指定袋を作成する一方で、現行の「30L」の袋は継続して使用いたします。これは、従来から想定していた子育て世帯や 3 世帯家族等の利便性を確保するためであり、市民一人ひとりがそれぞれのライフスタイルにあったごみ袋を選択できるようにするためです。なお、この大小の袋を併用使用しますが、販売量の推移や市民から更なる小型化を望む声等に注視しながら柔軟な対応をいたします。

④小型化した指定ごみ袋の製造について

指定袋の製造に関して、当市は認定制度を採用しています。この認定制度は、「佐倉市ごみ収集専用袋の認定に関する基準」を満たした企業を認定し、製造を認めているものです。

当市の認定を受けた 5 社が小売店と自由に販売価格を定めることにより、競争原理が働き、市民の経済的利便性を確保しています。

指定袋製造認定会社から指定袋の小型化する場合の対応について確認したところ、指定袋の変更については十分対応ができ、当市の基準が変更となった場合、およそ半年の準備期間があれば市場への流通も可能と確認ができたため（資料 5）、様式変更に係るすべての手続

きは令和 3 年 9 月までに整った場合には、令和 4 年 4 月からの市場への流通が可能となります。

【6】今後の方針

当市では人口が減少している一方で、世帯数は増加しており、1 世帯あたりの人口が減少しています。加えて、老年人口も増加し高齢化が進行するなかで、家庭ごみの排出様態は多様化しています。こうした中で、すべての人が適正に排出できるような指定袋の検討は重要なことから、佐倉市一般廃棄物処理基本計画に則り指定袋の小型化について検討をしてきました。しかしながら、小売店での販売スペースや製造業者の生産ラインを鑑みると多種多様な指定袋のサイズ設定は困難であり、どの品目、どのサイズを採用するかが課題となっていました。

このような中で 2 年連続して実施した市民意識調査を基に市民ニーズをより客観的に把握できたことで、小型化するごみ指定袋のサイズを現行 30L と 15L サイズに揃えることといたしました。

このことから、「もやせるごみ」「カン」「ビン」の指定袋については、ごみの減量化を推し進め、市民の利便性を向上させ、当市に住む全ての方が適正な排出が行えるような環境づくりの一助として小型化を図ります。

収集日の変更について

【1】現状と課題

現在、当市では、陶磁器類やガラス製品、電球など、燃やすことができず、かつリサイクルができないものを「うめたてごみ」と定めています。

集積所から収集業者により回収された「うめたてごみ」は、佐倉市、酒々井町清掃組合に搬入し処理しています。

うめたてごみの組成を分析したところ、その内容物として陶磁器類・石・貝が半数を占めていますが、「もやせるごみ」の対象物である木製のかごやプラスチック製品、「金属類・小型家電」の対象物である鍋やフライパン、掃除機やドライヤーなど、うめたてごみ以外のものも多く混入されています。

混入している対象外のごみは清掃組合の作業員が手作業で抜き取り、金属類はリサイクルに回し、コンクリートガラや漬物石は埋め立て処分、可燃物等は、一旦焼却処理したのちに処分場で処理しています。

「うめたてごみ」の排出量推移は、平成 26 年度から収集を開始した「金属類・小型家電」に大きく影響を受けており、平成 25 年度の「うめたてごみ」の排出量は 1, 217 トンでしたが、平成 26 年度には 758 トンと大きく減少し、その後も減少傾向となっています。

「うめたてごみ」の回収頻度は、毎月 1・3・5 回目の木曜日となっています。

毎月 5 回目の木曜日がある月の翌週には、1 回目の「うめたてごみ」の収集日となるため、2 週連続して「うめたてごみ」を収集しています。このような月は、令和 3 年度で 4 回、令和 4 年度は 4 回となっています。

以上のことから、「うめたてごみ」の分別の徹底や回収頻度が課題となっています。

【2】検討内容

① うめたてごみの収集回数の変更について

うめたてごみの排出量は、平成 26 年度以降、700～600 トン台で推移しており、減少傾向となっています。

しかし、未だに対象外のごみの混入があるため、清掃組合で手作業での選別を行わざるを得ない状況にあります。特に「うめたてごみ」の中の金属類は「金属類・小型家電」に分別すべきですが、混入してしまう要因の一つに、収集回数「金属類・小型家電」より多いことにあると考えられます。

「うめたてごみ」の日を減少させることにより、金属類等は「金属類・小型家電」に流れるように促すことで分別を徹底し、「うめたてごみ」の減量を図りま

す。

本来の「うめたてごみ」の対象物は陶器類、ガラス製品など常に排出されるものではなく、かつ臭気が伴うものではありませんので、2週連続しての収集日を廃止したとしても大きなデメリットはないと考えます。

②うめたてごみの収集及び分別作業について

令和3年度では、毎月5回目のうめたてごみの日は、4回となっています。5回目のうめたてごみの日を廃止した場合は、収集に係る労力は減少することとなります。

また、1回の「うめたてごみ」の日で約30トンが清掃組合に搬入されます。

搬入されたうめたてごみは、清掃組合の作業員が手作業で選別を行い、「金属類・小型家電」の対象物など取り除いています。

収集頻度が「金属類・小型家電」より多い月があり、「うめたてごみ」の収集頻度と「金属類・小型家電」の収集頻度が同じであれば、金属類は「金属類・小型家電」へ回る可能性が出てくると思われ、資源の有効活用と作業の軽減が図られます。



■作業員による選別作業

【3】今後の方針

現在、「うめたてごみ」は多い月で3回の収集を行っており、2週間連続して

「うめたてごみ」の収集日となる時期があります。しかし、平成26年度以降、排出量は減少傾向にあります。現在排出される内容物については、本来の「うめたてごみ」ではなく、それ以外に分類されるごみの混入が見受けられます。

「うめたてごみ」の対象物は、常に排出されるものではなく、かつ臭気を伴うものではありません。

「うめたてごみ」の5回目の収集日を廃止するとしても、大きなデメリットを招くことは無い一方で、金属類等の対象外のごみの混入が回避できること、集積所の収集作業や清掃組合での分別作業の軽減されるメリットがあります。

以上のことから現在5回目の木曜日に行っているうめたてごみの収集を廃止としたいと考えています。

